

岩手県監査委員告示第50号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第21号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年12月1日

(2) 本監査実施日 平成22年2月9日

3 監査結果の公表の日 平成22年4月2日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の徴収に当たり、調定していないものが1件、826,462円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	生産物売払収入については、平成21年12月3日に調定した。 なお、今後は、センター内の業務管理の徹底を図ることにより再発防止に努める。